

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成21年6月8日

【会社名】 フィデアホールディングス株式会社

【英訳名】 FIDEA Holdings Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 里村 正治

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社荘内銀行
財務部長 鈴木 昭
株式会社北都銀行
総合企画部長 伊藤 新

【最寄りの連絡場所】 株式会社荘内銀行
宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
株式会社荘内銀行仙台支店
株式会社北都銀行
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号
株式会社北都銀行仙台支店

【電話番号】 株式会社荘内銀行
仙台(022)222局5161番
株式会社北都銀行
仙台(022)221局1201番

【事務連絡者氏名】 株式会社荘内銀行
仙台支店長 天野 義之
株式会社北都銀行
仙台支店長 鈴木 淳雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式
A種優先株式

【届出の対象とした募集金額】 56,192,843,719円(注)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社荘内銀行(以下「荘内銀行」といいます。)及び株式会社北都銀行(以下「北都銀行」といいます。荘内銀行及び北都銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成21年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	143,549,869株 (注1)(注2)(注3)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
A種優先株式	20,206,500株 (注2)(注5)	議決権及び剰余金の配当に関する請求権を有しない株式です。残余財産の分配請求について、普通株主に優先する権利が与えられています。会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。単元株式数は100株です。 なお、A種優先株式の内容の詳細については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容」に記載の株式移転計画の別紙1記載の当社定款の第2章の2をご参照下さい。

- (注) 1 荘内銀行の普通株式の発行済株式総数122,866,000株（平成21年3月末時点）、北都銀行の普通株式の発行済株式総数148,048,588株（平成21年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、荘内銀行及び北都銀行は、本株式移転（以下に定義します。）の効力発生日（以下「本株式移転効力発生日」といいます。）の前日時点でそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成21年3月末時点で荘内銀行が保有する自己株式1,522,686株、平成21年3月末時点で北都銀行が保有する自己株式4,888株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、フィデアホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに荘内銀行の新株引受権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年5月15日に開催された荘内銀行・北都銀行両行の取締役会の決議（株式移転計画の承認及び株主総会への付議）、平成21年6月25日に開催予定の荘内銀行・北都銀行両行の定時株主総会の特別決議及び平成21年6月25日に開催予定の北都銀行のA種優先株式（以下「北都銀行A種優先株式」といいます。）又は北都銀行のB種優先株式（以下「北都銀行B種優先株式」といいます。）に係る種類株主総会の決議に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 荘内銀行及び北都銀行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5 北都銀行A種優先株式の発行済株式総数134,710,000株（平成21年3月末時点）に基づいて算出しております。

6 当社は、上記新規発行株式のほか、B種優先株式についての定めを定款に定める予定です。なお、当社は、本株式移転効力発生日時点において、B種優先株式を発行しない予定です。当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、B種優先株式については、以下のとおり、議決権につき普通株式及びA種優先株式と異なる定めをしております。

B種優先株式は、株主総会において全ての事項について議決権を行使することができないとされており、ただし、B種優先株式に関して所定の金額の優先配当金を支払う旨の議案が所定の期限までに取締役会において決議されない場合その他の所定の事由が発生した場合、定款に定める事由が発生する時まで、その期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる旨の議決権復活条項を定めております。B種優先株式の議決権の有無及び内容その他の株式の内容の詳細については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」に記載の株式移転計画の別紙1記載の当社定款の第2章の3をご参照下さい。

なお、B種優先株式の単元株式数は、普通株式及びA種優先株式と同じ100株です。

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。（注1）（注2）

（注）1 普通株式は、当社成立の日の前日の荘内銀行及び北都銀行の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの普通株主に、荘内銀行普通株式1株に対して1株、北都銀行普通株式1株に対して0.15株の割合で割り当てられ、A種優先株式は、当社成立の日の前日の北都銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された北都銀行A種優先株式又は北都銀行B種優先株式の株主に、北都銀行A種優先株式1株又は北都銀行B種優先株式1株に対して0.15株の割合で割り当てられます。

各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。荘内銀行の平成21年3月31日現在及び北都銀行の平成21年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は56,192,843,719円であり、発行価額の総額のうち10,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は、当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により平成21年10月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

原油高、円高、グローバルな金融市場の混乱等により、日本経済全体の景気悪化に対する懸念が発生しつつある中、荘内銀行と北都銀行の営業基盤である東北地方は、引き続き厳しい景況下にあります。こうした状況下において地域金融機関の一層の地域貢献と経営効率化を目指すためには、各金融機関の営業地域における独自のブランド力を一層強化しつつ、ミドルオフィス及びバックオフィス機能を共有化する「オーブンプラットフォーム型の地域金融機関持株会社」設立が不可欠であると考えます。また、経営統合を実施した場合、内部管理やリスク管理を一層強化することが可能となり、双方の株主の利益に貢献するものと考えます。

平成20年5月14日、荘内銀行と北都銀行は、オーブンプラットフォーム型の地域金融機関持株会社設立を目指し、経営統合を視野に入れた資本提携の検討を開始することに基本合意いたしました。以来、その実現に向け両行は協議を重ね、平成20年8月8日付けで荘内銀行を引受先とする北都銀行によるA種優先株式及び甲種新株予約権の発行に関する最終協定書を締結いたしました。その後両行は、両行経営陣で組織する共同戦略会議及びその下部機関として組織する11の部会を通じて、平成22年4月1日を目標とする経営統合に向けた両行の取組内容を随時検討してまいりましたが、経営統合によるシナジー効果の早期実現のため経営統合の時期を平成21年10月に前倒しすることが適切と判断し、その旨を平成21年3月19日に発表いたしました。その後、平成21年5月15日、経営統合に関する諸条件に関して両行で合意し、「株式移転計画書」を作成し、「経営統合に関する協定書」（以下「経営統合協定書」といいます。）を締結いたしました。

経営統合により、以下のメリットが発生すると考えます。

地域金融の機能強化

荘内銀行と北都銀行が経営統合することは、東北地方の地域金融の機能強化につながり、東北地方に根ざした地域金融の担い手である両行にとって、また当該地域のお取引先・お客さま双方にとってメリットが大きいと考えます。

営業地域の拡大

両行の営業地域には、殆ど重複がなく、同一顧客を巡る競争が殆どありません。経営統合の実現により、持株会社傘下の地域金融機関の営業地域が、秋田県、山形県及び宮城県に広がる東北地方初の広域地域金融機関グループが誕生します。

間接費用削減効果

経営統合の実現により、現在、両行に共通に存在する、本部機能維持費用、システム投資等の様々な間接費用の削減が可能となり、経営効率性の高い地域金融機関グループが誕生します。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	フィデアホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	(1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) その他前号の業務に付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号		
(4) 代表者及び 役員の就任予定	取締役(取締役会議長)	町田 睿	現 荘内銀行 取締役兼取締役会議長
	取締役兼代表執行役社長	里村 正治	現 荘内銀行 取締役兼代表執行役会長
	取締役	國井 英夫	現 荘内銀行 取締役兼代表執行役頭取
	取締役	斉藤 永吉	現 北都銀行 代表取締役頭取
	取締役	柿崎 清七	現 北都銀行 代表取締役専務
	取締役(社外)	伊藤 新造	現 荘内銀行 社外取締役
	取締役(社外)	長谷川 恭昭	現 北都銀行 社外取締役
	取締役(社外)	金井 正義	現 北都銀行 社外取締役
	取締役(社外)	能見 公一	現 一橋大学大学院特任教授
	専務執行役	野間 清治	現 荘内銀行 専務執行役
	常務執行役	原田 儀一郎	現 荘内銀行 取締役兼常務執行役
	常務執行役	富岡 行介	現 北都銀行 常務取締役
	執行役	柏木 武俊	現 北都銀行 取締役
(5) 資本金	10,000,000,000円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と荘内銀行及び北都銀行の状況は以下のとおりです。

荘内銀行及び北都銀行は、両行の定時株主総会及び北都銀行の種類株主総会による承認を前提として、平成21年10月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

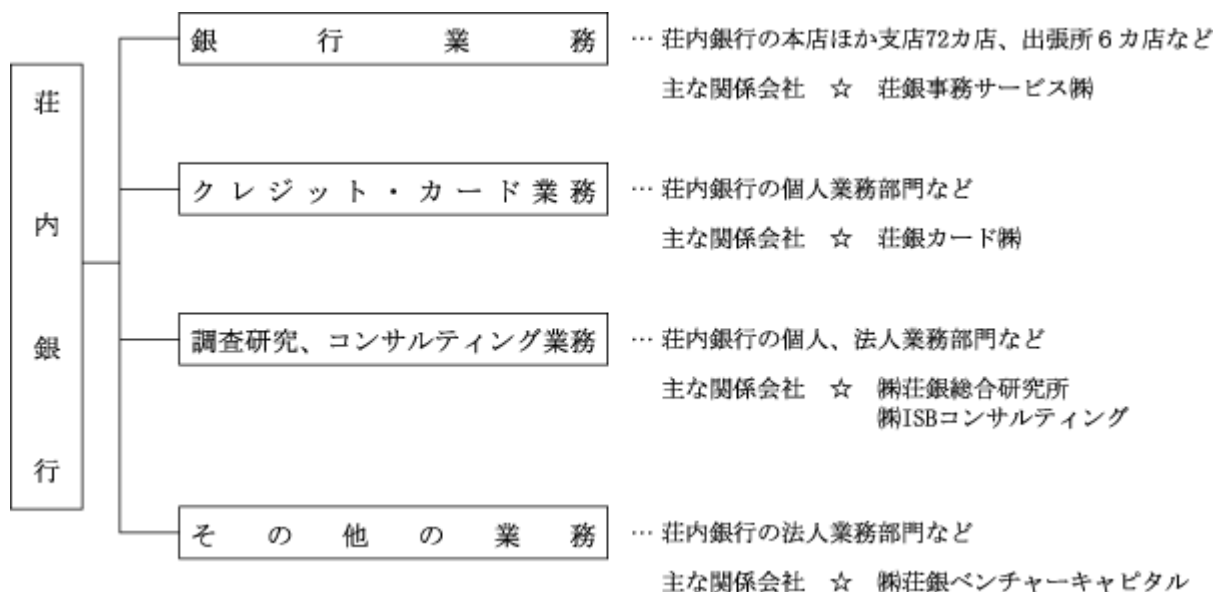
会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社荘内銀行	山形県 鶴岡市	14,200	銀行業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社北都銀行	秋田県 秋田市	17,653	銀行業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、荘内銀行及び北都銀行は、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月期末日（平成21年3月31日）時点（但し、これらの日より後の時点の事実関係であることを明記した注記の記載についてはその時点）の状況については、以下のとおりです。

荘内銀行

事業の系統図は、次のとおりであります。



関係会社の状況

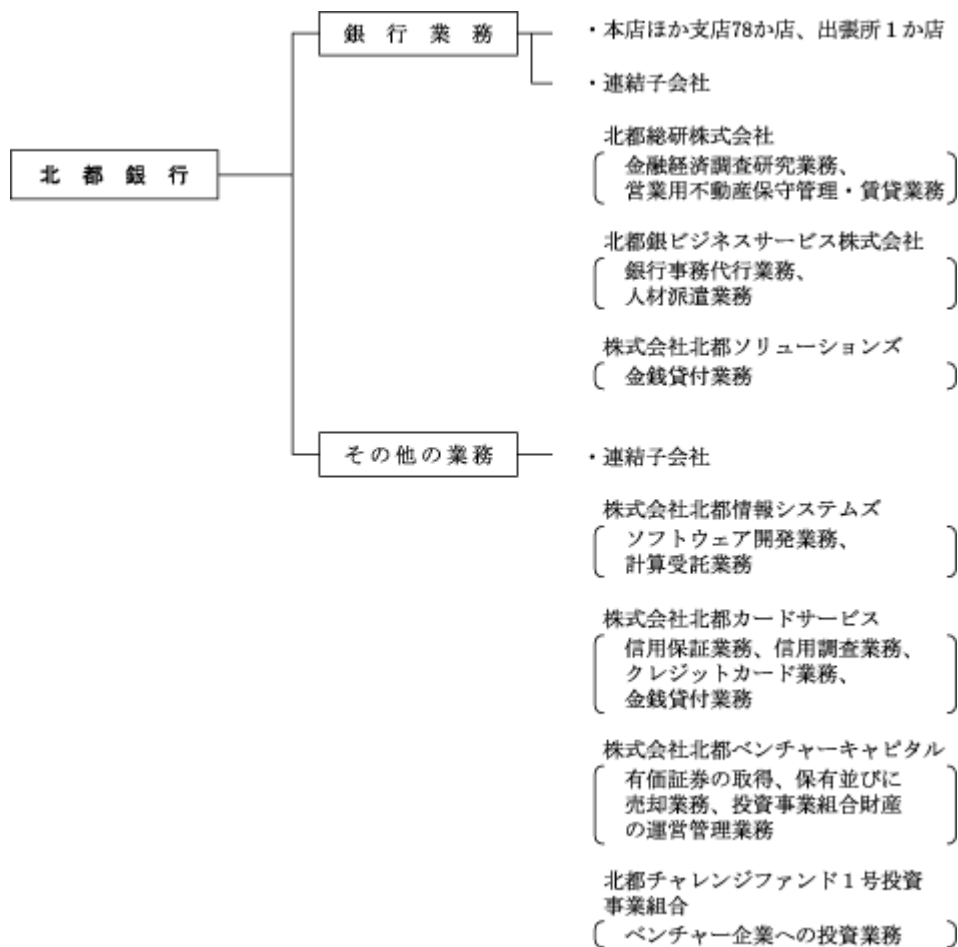
名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は 被所有）割合 (%)	荘内銀行との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 荘銀事務サービス ㈱	山形県 鶴岡市	10	業務受託業、不 動産賃貸業	100.00 (-) [-]	4 (2)	-	荘内銀行の後方事 務等を業務受託	営業用不動産の 賃借及び管理	-
荘銀カード㈱	山形県 鶴岡市	160	クレジット・ カード業 信用保証業 顧客会員への サービス業務	44.54 (36.96) [6.16]	5 (1)	-	荘内銀行の貸出金 への保証	-	一体型カー ドの提携
㈱荘銀ベンチャー キャピタル	山形県 山形市	50	投資・融資業	45.00 (40.00) [40.00]	6 (2)	-	荘内銀行の業務受 託	-	-
㈱荘銀総合研究所	山形県 山形市	100	調査研究業 情報サービス業	24.50 (19.50) [30.00]	4 (3)	-	荘内銀行の業務受 託	-	-
㈱ISBコンサル ティング	山形県 山形市	40	コンサルタント 業務	85.71 (85.71) [4.71]	4 (1)	-	荘内銀行の業務受 託	-	-

(注) 1 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。

2 「荘内銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、荘内銀行の役員（内書き）であります。

北都銀行

北都銀行グループは、北都銀行、連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスを提供しております。これを事業系統図によって示すと次のとおりであります。



株式会社北都カードサービスと株式会社北都クレジットは、株式会社北都カードサービスを存続会社として、平成20年10月1日に合併しております。

株式会社北都ソリューションズは新規設立より、平成21年3月期連結会計年度から連結対象としております。

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	北都銀行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 北都総研株式会 社	秋田県 秋田市	13	不動産賃貸業	100.0	2 (2)		金銭貸借関係 預金取引関係	北都銀行との 土地建物の一 部賃貸借	
北都銀ビジネス サービス株式会 社	秋田県 秋田市	20	事務受託業	100.0	3 (3)		預金取引関係	北都銀行より 建物の一部賃 借	
株式会社北都ソ リューションズ	秋田県 秋田市	20	金銭貸付業	100.0	1 (1)		預金取引関係	北都銀行より 建物の一部賃 借	
株式会社北都情 報システムズ	秋田県 秋田市	50	システム開発業	55.0 (50.0)	2 (2)		預金取引関係		
株式会社北都 カードサービス	秋田県 秋田市	90	信用保証業	62.9 (58.0)	3 (3)		金銭貸借関係 預金取引関係	北都銀行より 建物の一部賃 借	
株式会社北都ベ ンチャーキャピ タル	秋田県 秋田市	10	投資事業組合財 産の運営管理業	100.0 (100.0)	2 (2)		預金取引関係	北都銀行より 建物の一部賃 借	
北都チャレンジ ファンド1号投 資事業組合	秋田県 秋田市	200	ベンチャー企業 への投資業務	100.0 (5.0)	()		預金取引関係		

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものは株式会社北都ソリューションズであります。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 上記関係会社のうち、有価証券届出書を提出している会社は株式会社北都ソリューションズであります。

4 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

5 「北都銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、北都銀行の役員(内書き)であります。

6 北都チャレンジファンド1号投資事業組合の「議決権の所有(又は被所有)割合」欄には、出資割合を記載しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、荘内銀行及び北都銀行は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要」イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である荘内銀行及び北都銀行と関係会社の役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要」ア 提出会社の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である荘内銀行及び北都銀行と関係会社の取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要」イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の概要

荘内銀行と北都銀行は、両行の定時株主総会及び北都銀行の種類株主総会による承認を前提として、平成21年10月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、荘内銀行と北都銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月15日の両行取締役会において作成いたしました。また、荘内銀行と北都銀行は、同日付で、共同株式移転の方法により荘内銀行及び北都銀行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合協定書を締結しております。

株式移転計画に基づき、荘内銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、北都銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.15株、北都銀行A種優先株式1株又は北都銀行B種優先株式1株に対して当社のA種優先株式0.15株を、それぞれ割当て交付します。当該株式移転計画においては、平成21年6月25日に開催される予定の荘内銀行と北都銀行両行の定時株主総会及び平成21年6月25日に開催される予定の北都銀行A種優先株式又は北都銀行B種優先株式に係る種類株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、優先株式の取扱い、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社荘内銀行（以下「荘内銀行」という。）と株式会社北都銀行（以下「北都銀行」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本移転計画の定めるところに従い、荘内銀行及び北都銀行は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、荘内銀行及び北都銀行の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「フィデアホールディングス株式会社」とし、英文では「FIDEA Holdings Co. Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、宮城県仙台市とし、本店の所在場所は、宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、650,206,500株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	560,000,000株
A種優先株式	20,206,500株
B種優先株式	70,000,000株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

町田 睿
里村 正治
國井 英夫
斉藤 永吉
柿崎 清七
伊藤 新造
長谷川 恭昭
金井 正義
能見 公一

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条（新会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、荘内銀行及び北都銀行の普通株主に対し、その所有する荘内銀行又は北都銀行の普通株式に代わり、(i)荘内銀行が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式数に1を乗じた数及び(ii)北都銀行が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式数に0.15を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。なお、上記(i)又は(ii)の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 前項の規定により交付される新会社の普通株式の割当てについては、新会社の成立の日の前日の最終の荘内銀行及び北都銀行の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された荘内銀行及び北都銀行の普通株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する荘内銀行又は北都銀行の普通株主がいる場合、当該株主に代えて、荘内銀行の株式については荘内銀行が、北都銀行の株式については北都銀行が、普通株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対し、(i)荘内銀行の株主については、その所有する荘内銀行の普通株式1株につき新会社の普通株式1株の割合をもって割り当て、また、(ii)北都銀行の株主については、その所有する北都銀行の普通株式1株につき新会社の普通株式0.15株の割合をもって割り当てる。なお、(i)又は(ii)の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
3. 新会社は、本株式移転に際して、北都銀行のA種優先株式（以下「北都銀行A種優先株式」という。）の株主及び北都銀行のB種優先株式（以下「北都銀行B種優先株式」という。）の株主に対し、その所有する北都銀行A種優先株式又は北都銀行B種優先株式に代わり、(i)北都銀行が新会社の成立の日の前日現在発行している北都銀行A種優先株式に0.15を乗じた数及び(ii)北都銀行が新会社の成立の日の前日現在発行している北都銀行B種優先株式に0.15を乗じた数の合計に相当する数の新会社のA種優先株式（その内容は別紙1の定款第2章の2記載のとおり、以下「新会社A種優先株式」という。）を交付する。なお、(i)又は(ii)の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
4. 前項の規定により交付される新会社A種優先株式の割当てについては、新会社の成立の日の前日の最終の北都銀行の株主名簿に記載又は記録された北都銀行A種優先株式の株主及び北都銀行B種優先株式の株主に対し、その所有する北都銀行A種優先株式又は北都銀行B種優先株式1株につき新会社A種優先株式0.15株の割合をもって割り当てる。なお、(i)又は(ii)の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
10,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
2,500,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成21年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、荘内銀行及び北都銀行協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 荘内銀行は、平成21年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 北都銀行は、平成21年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、平成21年6月25日を開催日として北都銀行A種優先株式に係る種類株主総会又は北都銀行B種優先株式に係る種類株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、荘内銀行及び北都銀行協議の上、合意により前二項に定める定時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

荘内銀行及び北都銀行は、新会社の成立の日までは、同日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

荘内銀行及び北都銀行は、本移転計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、荘内銀行及び北都銀行は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ荘内銀行及び北都銀行協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行う。

第11条（本移転計画の効力）

本移転計画は、第7条に定める荘内銀行又は北都銀行の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合又は本株式移転に関し荘内銀行及び北都銀行間で締結した平成21年5月15日付け経営統合に関する協定書が解除又は終了した場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本移転計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、荘内銀行又は北都銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、荘内銀行及び北都銀行は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、荘内銀行及び北都銀行が別途協議の上定める。

以上

別紙 1

定 款

フィデアホールディングス株式会社 定 款

第 1 章 総 則

（商号）

第1条 当社は、フィデアホールディングス株式会社と称する。英文では、FIDEA Holdings Co. Ltd. と表示する。

（目的）

第2条 当社は、銀行法に定める銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯または関連する業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

（機関）

第4条 当社は、委員会設置会社として株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮城県仙台市において発行する河北新報、山形県山形市において発行する山形新聞、秋田県秋田市において発行する秋田魁新報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、650,206,500株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	560,000,000株
A種優先株式	20,206,500株
B種優先株式	70,000,000株

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の各種別の株式の単元株式数は、次のとおりとする。

普通株式	100株
A種優先株式	100株
B種優先株式	100株

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章 の 2 A 種 優 先 株 式

（剰余金の配当）

第12条の2 当社は、A種優先株式については、剰余金の配当を行わない。

（残余財産の分配）

第12条の3 当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるもののほか残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第12条の4 A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。

（株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等）

第12条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

第 2 章 の 3 B 種 優 先 株 式

（ B 種優先配当金 ）

第12条の6 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）の配当をする。B種優先配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（ B 種優先中間配当金 ）

第12条の7 当社は、第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

（ 残余財産の分配 ）

第12条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

第12条の9 B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i)(a)当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b)当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第12条の10 B種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、第3項に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下「取得請求期間」という。）とする。

当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準としてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当会社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

（金銭を対価とする取得条項）

第12条の11 当社は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も前条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第12条の12 当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を、普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

（株式の分割または併合および株式無償割当て）

第12条の13 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第 3 章 株 主 総 会

（招 集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会議長がこれを招集し、議長となる。
取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の執行役が株主総会を招集し、議長となる。
前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（種類株主総会）

第19条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第324条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第15条、第16条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。
第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

（取締役の選任）

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会議長）

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長を選定する。

（取締役会の招集者および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、議長となる。

前項の取締役会議長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第4条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 委 員 会

（委員の選定）

第30条 指名委員会、監査委員会、および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

（委員会の権限など）

第31条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告書の作成
 - (2) 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が当社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

（委員会に関する事項）

第32条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規程による。

第 6 章 執 行 役

（執行役の選任）

第33条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。

（執行役の任期）

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

（代表執行役および役付執行役）

第35条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

当社は、取締役会の決議によって、執行役社長1名、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。

（報酬等）

第36条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

（執行役の責任免除）

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（執行役に関する事項）

第38条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める執行役規程による。

第 7 章 会 計 監 査 人

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

（事業年度）

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 第42条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成22年3月31日までとする。

（附則の削除）

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結をもって、削除されるものとする。

以 上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	荘内銀行	北都銀行
株式移転比率 (普通株式)	普通株式 1	普通株式 0.15
株式移転比率 (A種優先株式)	-	A種優先株式 0.15 B種優先株式 0.15

(注) 1 荘内銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、北都銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.15株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、荘内銀行又は北都銀行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

また、北都銀行A種優先株式1株又は北都銀行B種優先株式1株に対して当社のA種優先株式0.15株を割当て交付いたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議の上、変更することがあります。

また、当社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は100株といたします。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 143,549,869株

A種優先株式 20,206,500株

普通株式の新株式数は、荘内銀行の発行済株式総数122,866,000株（平成21年3月末時点）、北都銀行の発行済普通株式総数148,048,588株（平成21年3月末時点）に基づいて、また、A種優先株式の新株式数は北都銀行の発行済A種優先株式総数134,710,000株（平成21年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、荘内銀行及び北都銀行は、本株式移転効力発生日の前日時点でそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成21年3月末時点で荘内銀行が保有する自己株式1,522,686株、平成21年3月末時点で北都銀行が保有する自己株式4,888株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに荘内銀行の新株引受権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

荘内銀行及び北都銀行は、株式移転比率の決定に際して公正性を期すため、荘内銀行は株式会社レコフ（以下「レコフ」といいます。）を、北都銀行はみずほコーポレートアドバイザー株式会社（以下「みずほコーポレートアドバイザー」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして起用した上で、両行がそれぞれのフィナンシャル・アドバイザーに普通株式の株式移転比率の分析を依頼しました。その後、両行が決定した普通株式の株式移転比率に関して、両行がそれぞれのフィナンシャル・アドバイザーから、普通株式の株式移転比率がそれぞれの普通株主にとって、財務的見地から公正である旨の意見表明を記載した意見書を取得しました。

ア レコフによる株式移転比率の分析等

レコフは、株式移転比率の分析及び意見書の提出に際して、様々な前提条件と留保事項に基づき、平均株価分析、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いた分析等を実施し、荘内銀行の普通株式価値の分析を行い、また、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いた分析等を実施し、北都銀行の普通株式価値の分析を行い、その上で普通株式の株式移転比率の分析を行い、さらに、普通株式の株式移転比率に基づく当社一株当り当期純利益と荘内銀行一株当り当期純利益の比較分析を行いました。これらの分析結果を総合的に踏まえ、レコフは、平成21年5月15日に意見書（以下「意見書」といいます。）を荘内銀行の取締役会宛に提出しました。

レコフによる意見書 については、下記をご参照下さい。

意見書（写）

山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
株式会社荘内銀行 取締役会 御中

平成21年5月15日

株式会社レコフ
東京都千代田区麹町4-1-1
麹町ダイヤモンドビル

株式会社レコフ（以下、「弊社」という。）は、株式会社荘内銀行（以下、「貴行」という。）が、株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」といい、貴行と北都銀行を総称して「両行」という。）と共同株式移転方式により平成21年10月1日にフィデアホールディングス株式会社（以下、「持株会社」という。）を設立すること（以下、「本件株式移転」という。）を目的として、北都銀行との間で平成21年5月15日付けで経営統合協定書（以下、「経営統合協定書」という。）を締結する意向があると理解しております。

そして、平成21年5月14日時点の経営統合協定書のドラフト（以下、「経営統合協定書（案）」という。）によれば、貴行の普通株式1株に対し持株会社の普通株式1株、北都銀行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式0.15株（以下、「本件株式移転比率」という。）がそれぞれ割当てられることが予定されております。

弊社は、貴行の取締役会より、経営統合協定書（案）に規定されている本件株式移転比率が貴行の普通株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて意見書（以下、「本意見書」という。）を提出するよう依頼され、かかる依頼に基づき、本意見書を提出するものです。

弊社は、本件株式移転比率に関して意見を表明するにあたり、以下の作業を実施しました。

1. 平成20年5月14日付で貴行と北都銀行が締結した「資本提携及び経営統合に関する基本協定書」、平成20年8月8日付で貴行と北都銀行が締結した「資本提携及び経営統合に関する協定書」及び経営統合協定書（案）の検討
2. 両行の事業、財務等に関する公開情報の分析
3. 両行それぞれの経営陣が作成し、弊社に提供した両行それぞれの財務数値の将来予測を含む収益計画（以下、「収益計画」という。）や本件株式移転に伴い発生が予想される費用削減、収益増加及び一時的費用の金額及びそれらの発生する時期に関する情報（以下、「シナジー効果」という。）の検討
4. 両行それぞれの過去及び現在の事業及び財務に関する状況、収益計画、シナジー計画及びその他の本件株式移転の効果に関する両行それぞれの経営陣へのインタビューの実施
5. 貴行の法務アドバイザーが貴行に提出した、北都銀行に関する法務デュー・ディリジェンス報告書の検討
6. 両行の会計アドバイザーが作成し両行に提出した、両行に関する財務調査報告書の検討
7. 貴行の普通株式の過去の市場価格及び取引状況の分析及び検討

8. 弊社が適切と判断した、両行と事業が類似する公開企業との財務数値、普通株式の市場価格及び取引状況の比較分析及び検討
9. 本件株式移転が貴行の普通株式一株当たり利益、自己資本、その他の財務数値に与えると予想される影響の分析
10. 両行の経営陣、フィナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーによる協議及び交渉への参加
11. その他、弊社が意見を表明するにあたり適切と判断した情報の検討及び分析

弊社は、本件株式移転比率に関して意見を表明するにあたり、以下の事項を前提としました。

- (a) 弊社は、両行の経営陣から弊社に提供された情報、公開情報、その他弊社が検討した一切の情報が、全て真実、正確且つ完全であることを前提とし、これらの情報の真実性、正確性及び完全性について独自に検証を行っておりません。なお、両行より弊社に提供された情報に関する完全性とは、弊社に提供された情報が当該事項に関する情報の全てであるということの意味します。
- (b) 弊社は、両行とそれらの子会社及び関連会社（以下、「関係会社等」という。）のいかなる資産又は負債（有価証券、金融派生商品、貸出債権、繰延税金資産、評価性引当金、簿外資産及び負債、並びに偶発債務を含む。）についても独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、第三者による鑑定又は評価の提供も受けておりません。
- (c) 弊社は、貸倒引当金の適切性につき評価を行う専門家ではなく、両行及びそれらの関係会社等の貸倒引当金の適切性について独自に評価しておらず、また両行及びそれらの関係会社等の個別の貸出債権に関する与信記録も審査しておりません。従って、弊社は、両行及びそれらの関係会社等が計上している貸倒引当金の総額が、将来の貸し倒れを十分補うものであること、及び持株会社の連結会計基準の予想貸倒引当金の総額が将来の貸し倒れを十分補うものであることを前提としております。
- (d) 弊社は、両行及びそれらの関係会社等に関して、現在係属中かまたは将来係属するおそれのある訴訟及びその結果について何らの評価も行っておらず、かかる訴訟の影響については、一切分析又は検討しておりません。
- (e) 弊社は、両行のいずれもが本件株式移転比率に重大な影響を与えるような資本的支出、信用供与、その他の投融资の計画を有していないこと、及び未開示の重要な債務が存在しない旨について、両行それぞれの経営陣による説明を受けており、本意見書においては独自の調査をすることなくこれらの説明に依拠しております。
- (f) 弊社は、破産、支払不能又はこれらに類する事項に関する法律に関連した両行及びそれらの関係会社等についての支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。
- (g) 弊社は、両行及びそれらの関係会社等の財産又は設備の現地検分を行っておりません。
- (h) 弊社は、収益計画とシナジー効果が、両行それぞれの経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。
- (i) 弊社は、収益計画とシナジー効果の正確性及び妥当性に関して何ら責任を負わず、また何ら意見を表明しておりません。

- (j) 本意見書は、本意見書作成日現在で存在する、金融、経済、市況その他の情勢を前提とし、本意見書作成日現在において弊社が入手可能な情報に依拠しております。従って、本意見書提出後の状況の変化によって弊社の意見が影響を受ける可能性があります。弊社が、本意見書を更新、改訂又は補足する義務を負いません。
- (k) 弊社は、法律、税務、及び会計上の助言を提供しておらず、本意見書を通じて本件株式移転に関する法律、税務及び会計上の十分性、適切性、有効・妥当性について何ら見解を示しておりません。
- (l) 弊社は、本件株式移転が日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づきパーチェス法にて会計処理され、日本国の税法上では非課税組織再編取引に該当することを前提としております。
- (m) 弊社は、本件株式移転の完了に必要な当局その他の許認可又は承認(法令又は契約のいずれに基づくものであるかを問わない。)が、両行又は本件株式移転により企図している利益に重大な影響を与えることなく、取得されることを前提としております。
- (n) 弊社は、本件株式移転について、弊社が検討した経営統合協定書(案)と全ての重要な点において同一の経営統合協定書が両行により締結されることを前提としております。
- (o) 弊社は、経営統合協定書(案)に記載のとおり、北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式(以下、総称して「北都銀行優先株式」という。)に、それぞれ、持株会社が新たに発行する優先株式(以下、「持株会社優先株式」という。)が割り当てられること、並びに持株会社優先株式の発行条件が、経営統合協定書(案)に記載のとおりであることを前提としております。
- (p) 弊社は、貴行が保有する北都銀行A種優先株式の北都銀行B種優先株式への取得請求により生じる議決権の希薄化の影響に関して、貴行が取得請求を行う場合と行わない場合の影響を共に勘案しております。
- (q) 弊社は、北都銀行優先株式又は持株会社優先株式の保有者による取得請求権の行使の有無又はその時期について、意見を述べておりません。
- (r) 弊社は、北都銀行A種優先株式に関して、その条件、貴行が拒否権を行使する可能性、北都銀行が現金取得権を行使する可能性、及びこれらの行使が北都銀行普通株式の価値に与える影響について考慮しておりません。
- (s) 弊社は、平成21年3月19日付の両行のプレスリリース「経営統合日程の変更と共同持株会社の社名決定のお知らせ、並びに資本増強に向けた検討開始について」にて両行が公表した両行の資本増強計画(以下、「資本増強計画」という。)に係る引受先、発行する証券の設計、金額その他の具体的条件について現在なお検討中であること、資本増強計画の実施時期が本件株式移転後となること及び資本増強の主体が持株会社となることを、両行それぞれの経営陣から確認しており、従って、資本増強計画が本件株式移転比率に影響しないことを前提としております。

本件株式移転比率に関しての弊社の意見は、以下の各留保事項に従います。

- ・ 本意見書を作成するにあたり、弊社は、本件株式移転以外の取引又はその相対的評価について貴行の取締役会より検討を求められておりません。
- ・ 弊社は、貴行との経営統合その他の経営戦略上の重要取引について、第三者の意思表明を勧誘する権限を貴行の取締役会より付与されておらず、かかる勧誘を行っておりません。

- ・ 本意見書は、本件株式移転に関する貴行の取締役会の意思決定の是非について弊社の意見を述べるものではなく、貴行の普通株主、北都銀行の普通株主及び北都銀行の優先株主に対して、本件株式移転その他関連する事項に関する議決権の行使について、何ら推奨を行うものではありません。
- ・ 弊社は、貴行の取締役会より、貴行の普通株式以外の貴行が発行した証券の保有者、債権者及びその他のステーク・ホルダーにとっての本件株式移転比率の公正性についての意見を求められておらず、且つ意見を表明しておりません。
- ・ 弊社は、経営統合協定書（案）が定める、北都銀行A種優先株式に対して割り当てられる持株会社が新たに発行する優先株式の条件について、貴行の取締役会より意見を求められておらず、且つ意見を表明しておりません。
- ・ 弊社は、両行の株式が現在若しくは本件株式移転比率公表後に取引される価格、又は本件株式移転の実行後に取引される持株会社の株式の価格について、一切見解を示しておりません。
- ・ 弊社は、本件株式移転に関して、貴行のフィナンシャル・アドバイザーを務めており、当該サービスの対価として貴行より手数料を受領する予定であり、かかる手数料の相当の部分を本件株式移転の完了時点で受領する予定です。また、貴行は、弊社が本件株式移転のフィナンシャル・アドバイザーを受任したことに起因して発生する一定の責任について、弊社に補償することに同意しております。
- ・ 弊社は、北都銀行のA種優先株式の貴行による引受について、貴行のフィナンシャル・アドバイザーを務め、当該サービスの対価として貴行より手数料を受領いたしました。弊社は、貴行の同意を得て、北都銀行の子会社である株式会社北都ソリューションズの設立及び株式会社日本政策投資銀行に対する優先株式の割り当てについて、北都銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務め、当該サービスの対価として北都銀行より手数料を受領いたしました。また、弊社は、将来において貴行又は北都銀行に対して、他のフィナンシャル・アドバイザー・サービスを提供し、当該サービスの対価として手数料を受領する場合があります。
- ・ 本意見書は、貴行の取締役会が本件株式移転比率を検討する際の参考情報として使用されることのみを目的として作成されたもので、この目的以外のために利用することは認められません。
- ・ 本意見書は、弊社の事前の書面による同意なくして、一部若しくは全部を問わず、複製、要約、記載、引用若しくは第三者に対して提供することはできません。

上記の各前提事項及び各留保事項に基づき且つそれらを条件として、弊社は、本意見書の作成日現在において、本件株式移転比率は、貴行の普通株主にとって、財務的見地から公正であると考えます。

株式会社レコフ

代表取締役社長 今井 光

以上

イ みずほコーポレートアドバイザーによる株式移転比率の分析等

みずほコーポレートアドバイザーは、株式移転比率の分析及び意見書の提出に際して、様々な前提条件と留保事項に基づき、平均株価分析、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いた分析等を実施し、荘内銀行の普通株式価値の分析を行い、また、類似会社比較分析、修正純資産分析、割引配当モデルを用いた分析等を実施し、北都銀行の普通株式価値の分析を行い、その上で普通株式の株式移転比率の分析を行い、さらに、普通株式の株式移転比率に基づく当社一株当り当期純利益と荘内銀行一株当り当期純利益の比較分析を行いました。みずほコーポレートアドバイザーは、それらの分析結果を総合的に勘案した上で、平成21年5月15日に北都銀行の取締役会宛に意見書（以下「意見書」といいます。）を提出しております。

みずほコーポレートアドバイザーによる意見書 については、下記をご参照下さい。

意見書（写）

平成21年5月15日

株式会社北都銀行 取締役会 御中

みずほコーポレートアドバイザー株式会社

株式会社北都銀行（以下「貴行」といいます）は、株式会社荘内銀行（以下「荘内銀行」といい、貴行と荘内銀行を総称して「両行」といいます）と共同での株式移転により平成21年10月1日に持株会社を設立することを検討されております（以下、「本件」若しくは「本件株式移転」といいます）。

両行は本件の株式移転比率に関して「貴行普通株式：荘内銀行普通株式 = 0.15：1」（以下「本件株式移転比率」といいます）とし、平成21年5月15日付けにて経営統合に関する協定書（以下「本協定書」）を締結することを計画されているものと理解しております。

本意見書は、みずほコーポレートアドバイザー株式会社（以下「弊社」といいます）が、貴行取締役会に対し、本件株式移転比率が貴行の普通株主にとって財務的見地より公正であるか否かについての意見を表明するものであります。

弊社は、下記 乃至 に記載した内容を前提条件として、本意見書の作成日現在において、本件株式移転比率は、貴行の普通株主にとって、財務的見地から公正であると考えます。

記

・ 本意見書の基礎として分析・検討を実施した資料及び情報

1. 両行の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・市場株価等の公開情報
2. 両行より提供された収益計画（統合により見込まれるシナジー効果に関する情報を含む）及び関連資料
3. 両行と事業内容が類似すると弊社が判断した上場会社の公表財務情報及び株式に関連する情報
4. 両行の会計・税務アドバイザーによる両行に関する財務調査報告書
5. 貴行の法務アドバイザーによる荘内銀行に関する法務監査報告書
6. 両行間にて締結した経営統合に関する契約書類及びそのドラフト
7. 両行経営陣に対するマネジメントインタビュー
8. その他弊社が必要と判断した資料及び関連する情報

・ 本意見書の作成のための前提事項

- (a) 弊社は、両行より提供された情報及び一般に公開されている情報等の利用に際して、独自の検証を行っておらず、これらの情報が全て真実、正確かつ完全であることを前提としており、本件株式移転比率に影響を与える未公表・未開示の重要情報、重大な偶発債務・簿外債務、その他弊社が未知の重大な事実がないことを前提としております。
- (b) 弊社は、両行とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、簿外負債、偶発債務を含みます）又は信用力について、自らは専門家への委託による独自の評価、鑑定又は査定を行っておりません。
- (c) 弊社は、両行より受領した収益計画と、両行が本件株式移転に伴い発生すると予想する費用削減、収益増加及び一時的費用についての情報が、両行それぞれの経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、弊社は、その正確性、妥当性及び実現可能性について何らの評価又は保証も与えておらず、また一切の責任を負いません。
- (d) 本意見書は、作成時点において合理的に入手可能な資料及び情報に基づいて作成されているため、作成日以降のマクロ経済・金融市場の動向、事業環境の変化等により、本意見書の記載内容が影響を受ける可能性があります。弊社はその内容を修正、変更等する義務を負うものではありません。
- (e) 弊社は、法律・会計・税務の専門家ではなく、本件に関する如何なる事項の適法性・有効性及び会計・税務上の処理の妥当性についても独自に検討・分析を行っておらず、また実施する義務を負うものでもなく、それら事項についての助言も提供していません。また、弊社は、本件株式移転が日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づきパーチェス法により会計処理され、日本国の税法上非課税組織再編取引となることを貴行のご了解を得た上で前提としております。
- (f) 弊社は、本協定書の最終版が、弊社に提出されたその草案と、いかなる重要な点においても相違しないこと及び本件株式移転が本協定書の条件に従って実行されることを前提としております。また、弊社は、本件株式移転の完了に必要な関係当局の許認可及び承認が、特段の支障なく合理的期間内に得られることを前提としております。
- (g) 弊社は、貴行が発行し荘内銀行が保有するA種優先株式に関し、荘内銀行によるB種優先株式を対価とする取得請求権の行使が行われない場合と、行使が行われる場合の双方についての、議決権の希薄化の影響を検討しております。
- (h) 弊社は、両行が公表した両行の資本増強計画に係る引受先、発行する証券の設計、金額その他の具体的条件について現在なお検討中であること、資本増強計画の実施時期が本件株式移転後となること及び資本増強の主体が持株会社となることを、両行それぞれの経営陣から確認しており、したがって資本増強計画が本件株式移転比率に影響しないことを前提としております。

・ 留意事項

- ・ 弊社は、本意見書を以って、本件株式移転に関する貴行取締役会の意思決定の是非又は結果について、自らの意見を表明するものではありません。また、弊社は、本意見書により、本件株式移転比率の貴行の普通株主にとっての財務的見地からの公正さについて意見を述べるのみであり、貴行のその他の種類の有価証券の保有者若しくは債権者にとっての本件株式移転若しくはその対価の公正さ、又は本件株式移転に関するその他の条件について意見を述べるものではありません。さらに、弊社は、本意見書により、貴行及び荘内銀行の株主を含む全ての投資家に対し、その議決権をはじめとする株主権の行使・株式の譲渡又は譲受などの如何なる行為も推奨・勧誘するものではありません。

- ・ 弊社は、本件株式移転比率の公表後の貴行及び荘内銀行株式、並びに本件株式移転完了後の持株会社株式の売買価格に
関して、何ら情報を提供するものではなく、意見を述べるものでもありません。
- ・ 弊社は、本件株式移転に関して貴行のフィナンシャルアドバイザーとして任用されており、貴行と締結したアドバイザ
リー契約書に基づき、本意見書の作成、提出をはじめとするアドバイザリーサービスの提供を行い、当該業務の対価と
して貴行より手数料を受領する予定です。なお、アドバイザリーサービスの一環として作成されている本意見書は、貴
行と締結したアドバイザリー契約書における免責及び補償条項の対象となります。
- ・ 弊社は、上記アドバイザリー契約書を除き、貴行及び荘内銀行に対して特別の利害関係を有しておりません。しかしなが
ら、弊社は、総合的な金融サービスを提供するみずほフィナンシャルグループに属しており、したがって弊社又は弊社
の関係会社が、貴行、荘内銀行、それらの関係会社、その他本経営統合に関係し得る企業の有価証券・ローン等又はそれ
らのデリバティブ取引について随時、自己又は顧客の勘定で取引を行い、ポジションを持ち、アドバイザリー・サービ
スその他の取引を行うことがあり、その旨を貴行に了解頂いております。
- ・ 本意見書は、貴行の取締役会が本件株式移転比率を検討するための参考資料として使用されることを唯一の目的として
いるため、他の如何なる目的にも使用されるべきものではありません。また、本意見書の全部又は一部を第三者に対し
て提供、開示し又は引用する場合には、弊社の事前の書面による了承が必要となります。

以 上

算定の経緯

両行は、普通株式の株式移転比率を決定するに際して、相手方へのデュー・ディリジェンスを実施して専門家の報告書を取得し、相手方の財務状況を含む重要な経営状況の精査を行いました。こうした精査結果と、両行それぞれのフィナンシャル・アドバイザーの分析結果も参考に、両行の直近の決算状況や自己資本の状況、国内外の多くの金融機関が大幅な業績下方修正や赤字決算を発表していることに伴い今後の両行の業績、株価や金利水準についても見通しが不透明であることなども勘案し、修正純資産分析の結果を重視しつつ、普通株式の株式移転比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、総合的な判断に基づき普通株式の株式移転比率を合意いたしました。

算定機関との関係

レコフ及びみずほコーポレートアドバイザーは、いずれも荘内銀行又は北都銀行の関連当事者には該当いたしません。

北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式に関する取扱い

北都銀行A種優先株式は、本株式移転効力発生日時点において、荘内銀行のみが保有していることが見込まれるため、荘内銀行及び北都銀行は、北都銀行A種優先株式の対価となる当社の株式が荘内銀行にのみ割り当てられること及び荘内銀行は当社の完全子会社となることを前提として、北都銀行A種優先株式に割り当てべき対価の種類、数及び割当内容を検討しました。

この点、北都銀行A種優先株式については、北都銀行A種優先株式が両行の経営統合を円滑化することを主たる目的の一つとして発行され、その内容もかかる目的に沿って定められたものであるところ、本株式移転の効力発生をもってその目的は達成されるため、同株式の目的の一部は本株式移転効力発生日後はその必要性が失われること、北都銀行A種優先株式に割り当てられる当社の株式の株主が本株式移転の当事者であり当社の完全子会社でもある荘内銀行のみであること、荘内銀行は、会社法の規定により自己の親会社の株式に当たる当社の株式を本株式移転後相当な期間内に処分しなければならないため、当社は、本株式移転効力発生日後、速やかに荘内銀行から当該株式を取得して消却することを予定していることといった事情があることからすれば、本株式移転の公平性・妥当性の確保の観点から、北都銀行A種優先株式に割り当てべき対価となる当社の株式の内容は、本株式移転における普通株式の株式移転比率に対して中立的であり、かつ当社の普通株式の利益を害しない内容とすることが相当であると考えられます。

このような事情を総合的に勘案して、経営統合協定書に基づき、北都銀行及び荘内銀行は、北都銀行A種優先株式に対して割り当て対価を当社のA種優先株式とすること、及び割当比率を北都銀行A種優先株式1株に対して当社のA種優先株式0.15株とすることが妥当かつ合理的であるものと判断しております。

また、北都銀行A種優先株式に基づく転換権の行使により発行される株式である北都銀行B種優先株式についても、上記の北都銀行A種優先株式の性質と同様の性質を有するものであるため、本届出書の提出後、本株式移転効力発生日の前に北都銀行B種優先株式が発行された場合に割り当てべき当社の株式についても、北都銀行A種優先株式と同様とすることが妥当かつ合理的であるものと判断しております。

なお、当社のA種優先株式については、上記のような事情を総合的に勘案して、経営統合協定書に基づき北都銀行及び荘内銀行により決められたものであり、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 普通株式

剰余金の配当

荘内銀行の定款には、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨の定款の定め（以下「取締役会配当決定規定」といいます。）が存在します。これにより、法令に従い取締役会配当決定規定が適用される場合には、剰余金の配当（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。）は取締役会により決定しなければならず、株主総会の決議によることができません。これに対して、北都銀行の定款においては取締役会配当決定規定に相当する規定が存在しないため、剰余金の配当については株主総会の決議によることとなります。

当社の定款においては、荘内銀行と同様の取締役会配当決定規定が設けられる予定です。

自己株式の買受け

荘内銀行の定款には取締役会配当決定規定が存在するため、法令に従い取締役会配当決定規定が効力を有する場合には、荘内銀行による株主との合意による自己の株式の取得（但し、特定の株主からの相対取得を除きます。）は取締役会の決議によらなければ決定することができません。また、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めもあるため、市場取引等による自己の株式の取得は、取締役会配当決定規定の適用の有無にかかわらず取締役会により決定することができます。

これに対し、北都銀行の定款には、取締役会配当決定規定に相当する規定が存在しないため、株主との合意による自己の株式の取得は株主総会の決議によることとなります。また、北都銀行の普通株式は上場していないこともあり、北都銀行の定款には、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めも設けられていません。

当社の定款においては、荘内銀行の定款に設けられている上記の規定と同様の規定が設けられる予定です。

(2) 北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式

剰余金の配当

北都銀行A種優先株式（北都銀行A種優先株式に基づく転換権の行使により発行される株式である北都銀行B種優先株式を含む。）については優先配当金の定めが設けられています。

これに対して、当社のA種優先株式については、剰余金の配当を行わない予定です。

残余財産の分配

北都銀行A種優先株式（北都銀行A種優先株式に基づく転換権の行使により発行される株式である北都銀行B種優先株式を含む。）については、残余財産分配請求に関して、1株あたり74円に所定の金額を加算した額を限度として普通株主に優先する権利が与えられています。当社のA種優先株式についても同様に、1株あたり493円を限度として残余財産分配請求に関して普通株主に優先する権利が与えられる予定です。

議決権を行使することができる事項

北都銀行A種優先株式については、株主総会において議決権を有しないものとされています。これに対して、北都銀行B種優先株式については、株主総会において議決権を有するものとされています。

また、北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式については、一定の重要な事項（詳細については、「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 議決権の状況 発行済株式」の注4. をご覧下さい。）について、北都銀行は株主総会による決議のほかA種優先株主又はB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要するものとされています。

以上に対して、当社のA種優先株式については、株主総会において議決権を有しない旨の規定のみが設けられる予定です。

取得に関する事項

北都銀行A種優先株式については、現金を対価とする取得条項が定められており、発行日から一定期間経過後、北都銀行の取締役会決議に基づき、法令で認められる範囲内で、北都銀行A種優先株式を取得することができます。また、北都銀行A種優先株式については、北都銀行B種優先株式を対価とする取得請求権が与えられており、北都銀行A種優先株式の株主は、いつでも、この権利を行使することにより、北都銀行A種優先株式を北都銀行B種優先株式に転換することができます。

これに対して、当社のA種優先株式については、取得条項又は取得請求権に関する規定は定められない予定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

荘内銀行又は北都銀行の株主が、その有する荘内銀行又は北都銀行の普通株式につき、荘内銀行又は北都銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月25日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ荘内銀行又は北都銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、荘内銀行及び北都銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成21年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

荘内銀行

議決権の行使の方法としては、平成21年6月25日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、荘内銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、荘内銀行に提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年6月24日までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、荘内銀行に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成21年6月22日までに、荘内銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、荘内銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

北都銀行

議決権の行使の方法としては、平成21年6月25日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、北都銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、北都銀行に提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年6月24日までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、北都銀行に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成21年6月22日までに、北都銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、北都銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、荘内銀行及び北都銀行の平成21年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主に割り当てられます。

荘内銀行の株主は、株券電子化前に株券等保管振替制度を利用していた株主であるか株券電子化に伴って特別口座に記録された株主であるかを問わず、特段の手続を要することなく、自己の荘内銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、北都銀行は振替株式発行会社ではないため、平成21年8月30日までに、当社の普通株式の記録を受けるための口座を北都銀行に通知すべき旨を北都銀行の普通株主に通知することになります。北都銀行の普通株主のうち当該通知に応じて自己の振替口座を北都銀行に通知したものについては、当該振替口座に当社の株式が新規記録されます。それ以外の普通株主については、当社がそれらの普通株主のために開設する特別口座に当社の株式が新規記録されます。

なお、本届出書提出日現在において北都銀行は株券発行会社ですが、北都銀行は平成21年6月25日開催の定時株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更を行う予定であり、かつ、かかる定款変更の効力発生を本株式移転効力発生日の前日とする予定であるため、北都銀行の株主が本株式移転に際して株券の提出を行う必要はないことが予定されています。

(2) 北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式に関する取扱い

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成21年6月25日開催の種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成21年6月22日までに、北都銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、北都銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社のA種優先株式は、北都銀行の平成21年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された北都銀行A種優先株式及び北都銀行B種優先株式の株主に割り当てられます。

当社のA種優先株式は、振替株式ではなく、かつ、株券も発行されないため、株主側で株式の受取について特段の手続は不要です。

なお、本届出書提出日現在において北都銀行は株券発行会社ですが、北都銀行は平成21年6月25日開催の定時株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更を行う予定であり、かつ、かかる定款変更の効力発生を本株式移転効力発生日の前日とする予定であるため、北都銀行の株主が本株式移転に際して株券の提出を行う必要はないことが予定されています。

(3) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、 荘内銀行においては北都銀行の、北都銀行においては荘内銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、荘内銀行及び北都銀行の本店に平成21年6月10日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、 荘内銀行又は北都銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成21年5月15日開催の荘内銀行及び北都銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。 の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 の書類は、荘内銀行又は北都銀行の平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。 の書類は、荘内銀行又は北都銀行の平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、荘内銀行及び北都銀行の本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年3月31日	定時株主総会基準日（両行）
平成21年5月15日	株式移転計画書作成・経営統合協定書締結承認取締役会 （両行）
平成21年5月15日	株式移転計画書作成・経営統合協定書締結（両行）
平成21年6月25日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成21年6月25日（予定）	株式移転計画承認種類株主総会（北都銀行）
平成21年9月25日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（荘内銀行）
平成21年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成21年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、荘内銀行及び北都銀行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

荘内銀行又は北都銀行の株主が、その有する荘内銀行又は北都銀行の普通株式につき、荘内銀行又は北都銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月25日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ荘内銀行又は北都銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、荘内銀行及び北都銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成21年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、荘内銀行及び北都銀行の最近連結会計年度の主要な経営指標である「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

経常収益（百万円）	49,102
経常利益（は経常損失） （百万円）	32,240
当期純利益（は当期純損失） （百万円）	25,699

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

荘内銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年4 月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年4 月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益（百万円）	21,978	23,786	26,335	25,809	23,842
連結経常利益 （は連結経常損失）（百万円）	2,686	4,761	4,651	2,279	12,701
連結当期純利益 （は連結当期純損失）（百万円）	1,431	2,463	2,418	1,082	7,533
連結純資産額（百万円）	38,127	47,464	47,544	41,537	28,674
連結総資産額（百万円）	800,269	834,950	873,419	879,295	924,814
1株当たり純資産額（円）	354.06	387.05	382.08	335.27	230.78
1株当たり当期純利益金額 （は1株当たり当期純損失金額） （円）	13.17	22.33	19.73	8.84	62.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	5.35	4.63	3.02
連結自己資本比率 （国内基準）（％）	10.42	11.60	11.39	10.36	8.90
連結自己資本利益率（％）	3.86	5.75	5.13	2.47	21.92
連結株価収益率（倍）	-	20.77	18.90	27.26	2.72
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	19,667	881	28,503	20,952	2,242
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	11,244	3,162	12,060	21,932	98
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	755	4,174	2,401	1,018	4,998
現金及び現金同等物の期末残高（百万 円）	33,280	35,176	21,135	19,130	21,984
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	757 [660]	752 [720]	786 [778]	833 [819]	849 [856]

- (注) 1 荘内銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当り、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております(平成20年度は速報値)。荘内銀行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成19年度以前は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、平成20年度においては潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 7 連結自己資本利益率は、分母となる純資産額については「((期首純資産の部合計 - 期首少数株主持分) + (期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)) ÷ 2」を使用しております。

北都銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年4 月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年4 月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益（百万円）	34,806	30,151	31,356	30,600	25,259
連結経常利益 （ は連結経常損失）（百万円）	3,574	2,958	109	417	19,538
連結当期純利益 （ は連結当期純損失）（百万円）	2,108	1,473	356	61	18,165
連結純資産額（百万円）	34,466	31,381	36,283	18,856	16,818
連結総資産額（百万円）	1,154,834	1,214,001	1,124,327	1,101,819	1,082,351
1株当たり純資産額（円）	232.49	211.74	237.48	120.12	33.15
1株当たり当期純利益金額 （ は1株当たり当期純損失金額） （円）	14.21	9.93	2.40	0.41	122.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	3.1	1.6	1.3
連結自己資本比率 （国内基準）（％）	6.87	8.91	9.41	6.11	8.41
連結自己資本利益率（％）	6.22	4.47	1.07	0.23	111.21
連結株価収益率（倍）	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	2,851	5,454	81,970	30,923	42,190
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	5,468	17,140	80,485	30,307	43,575
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	751	10,161	380	1,127	10,885
現金及び現金同等物の期末残高（百万 円）	28,697	27,165	25,297	23,559	33,054
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	1,171 [378]	1,117 [440]	1,086 [469]	1,089 [508]	1,004 [525]

- (注) 1 北都銀行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております(平成20年度は速報値)。北都銀行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

- 平成21年5月15日 荘内銀行及び北都銀行は、株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成及び「経営統合に関する協定書」の締結を決議いたしました。
- 平成21年6月25日 荘内銀行及び北都銀行の定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成21年6月25日 北都銀行の種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成21年10月1日 荘内銀行及び北都銀行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業を行う予定です。また、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月期連結会計年度末日（平成21年3月31日）時点（但し、これらの日より後の時点の事実関係であることを明記した注記の記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりです。

(1) 荘内銀行

荘内銀行グループは、荘内銀行及び連結子会社5社により構成されており、銀行業務を中心にクレジット・カード業務、調査研究業務など「革新の金融情報サービスグループ」という企業理念のもと金融サービスに係る事業を展開しております。

荘内銀行グループの事業に係る位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

銀行業務

当業務においては、荘内銀行の本店ほか支店72カ店、出張所6カ店、代理店5カ店などを拠点に、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務及び社債受託・登録業務を中心に行い、附帯業務として代理業務や証券投資信託などの窓口販売業務などを行っております。特に、証券投資信託、生命保険、損害保険などの窓口販売業務については、業容拡大を指向する上で重要な業務として位置づけ、取り扱い商品ラインナップの拡充や専門スタッフの育成などに積極的に取り組んでおります。また、住宅ローンをはじめとする消費者ローンのニーズにお応えするため商品開発・提供を拡充するとともに、その受付相談窓口となる住宅ローンスクエアをはじめとした専門店13カ店を展開しております。

（主な関係会社）

荘銀事務サービス(株)

クレジット・カード業務

当業務においては、個人及び法人に対してクレジット・カードを販売するとともに、加盟店拡大に取り組んでおります。平成20年度には銀行本体発行クレジット・カード「荘銀 プライトワン」の販売を開始するなど、荘内銀行グループのりてール分野の一翼を担う業務として位置づけております。

また、住宅ローンを中心とした消費者ローンの信用補完を目的として、信用保証業務も合わせて行っております。

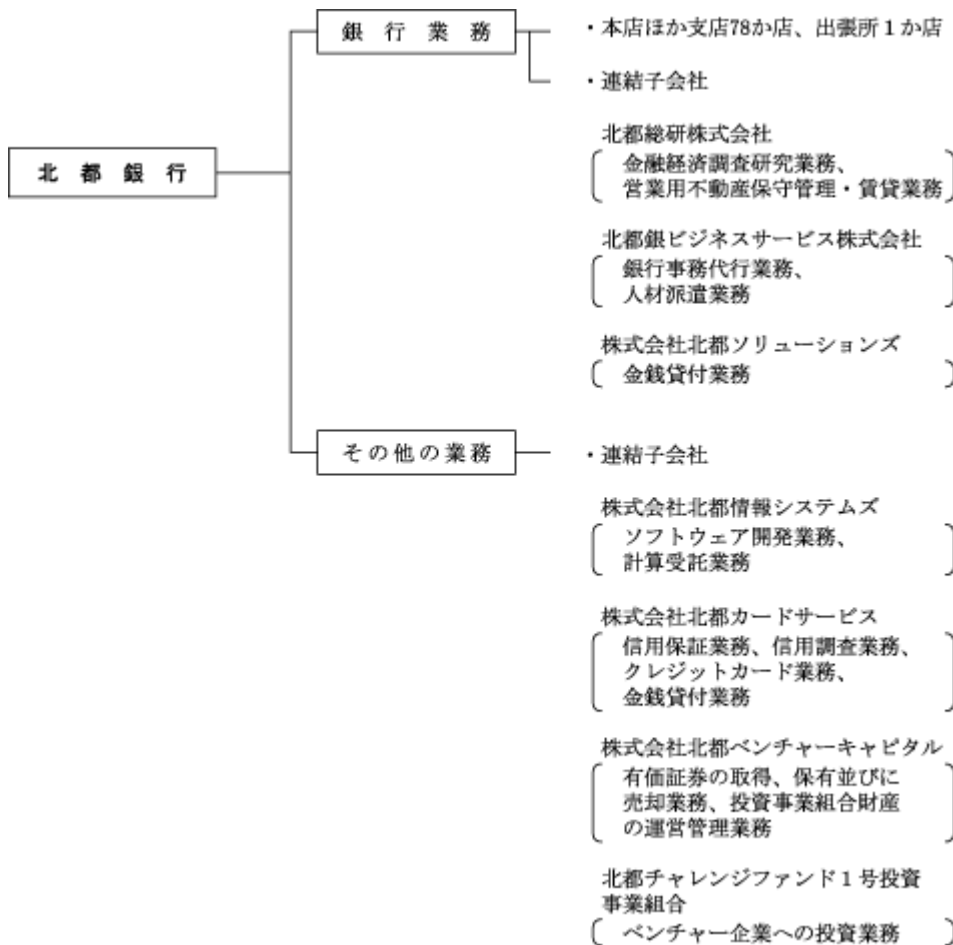
（主な関係会社）

荘銀カード(株)

(2) 北都銀行

北都銀行グループは、北都銀行、連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスを提供しております。

これを事業系統図によって示すと次のとおりであります。



株式会社北都カードサービスと株式会社北都クレジットは、株式会社北都カードサービスを存続会社として、平成20年10月1日に合併しております。

株式会社北都ソリューションズは新規設立より、平成21年3月期連結会計年度から連結対象としております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月期連結会計年度末日（平成21年3月31日）における従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

荘内銀行

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
銀行業務	764 [825]
クレジット・カード業務	42 [20]
調査研究業務	42 [10]
その他の業務	1 [1]
合計	849 [856]

（注）1 従業員数には、嘱託及び臨時従業員854人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

北都銀行

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
銀行業務部門	885 [492]
その他の業務部門	119 [33]
合計	1,004 [525]

（注）1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員537人を含んでおりません。また、取締役を兼任しない執行役員2人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、以下のとおりです。

ア 荘内銀行

荘内銀行の組合は、荘内銀行従業員組合と銀行産業労働組合があり、組合員数は、平成21年3月31日現在で荘内銀行従業員組合999人（従業員597人、臨時従業員402人）、銀行産業労働組合1人であります。

労使間においては特記すべき事項はありません。

イ 北都銀行

北都銀行の従業員組合は、北都銀行職員組合、北都銀行労働組合と称し、組合員数は、平成21年3月31日現在で北都銀行職員組合593人、北都銀行労働組合7人であります。

労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の生産、受注及び販売の状況につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により荘内銀行及び北都銀行の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（銀行法上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又は荘内銀行グループ若しくは北都銀行グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・ サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・ 荘内銀行及び北都銀行のシステム統合について検討中であり、今後、システム統合にかかる外部監査を実施する等、円滑なシステム統合に向けて万全を期すものの、システム統合時での不測の事態の発生により、システム障害が起こる可能性
- ・ 当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性
- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性

(2) 荘内銀行の事業等のリスク

信用リスク

ア 国内の景気動向、とりわけ経営基盤としている地域経済の動向のほか、お客さまの経営状況の変動等により与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。

イ 経済環境の悪化、担保価値の下落等により、貸倒引当金の積み増しや実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離し貸倒引当金を超える可能性があります。

ウ 特定の業種や企業の業績低迷等により、与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。

市場関連リスク

金利、株価、為替等市況の変動により、保有している有価証券に減損又は評価損が発生する可能性があります。

流動性リスク

深刻な金融システム不安の発生、格付の低下、あるいは荘内銀行グループの財務内容の大幅な悪化等により、資金調達力が著しく低下し、資金調達費用が大幅に増加する可能性があります。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことによって損失を被る可能性があります。

システムリスク

コンピュータシステムの停止や誤作動、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

規制変動リスク

将来において法律、規則、政策、実務慣行、解釈等が変更され、荘内銀行グループの業務遂行や業績に影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

事実と異なる風説、風評が流布し、結果的に荘内銀行グループの社会的評価に悪影響が発生する可能性があります。

その他のリスク

ア 事業戦略

- ・ 経済環境の変化等により、事業戦略が想定した成果を生まない可能性があります。
- ・ 他の金融機関や異業種等との競合により競争が激化し、事業戦略が想定した成果を生まない可能性があります。
- ・ 業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、又は熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合等、業務範囲拡大への取組みが成果を生まない可能性があります。

イ 顧客情報

- ・ 個人情報等の顧客情報が流出すること等により、信用が失墜し、直接的又は間接的に損失が発生する可能性があります。

ウ 年金債務

- ・ 年金制度の変更、年金資産の運用不振等により年金債務に関する損失が発生する可能性があります。

エ 訴訟

- ・ 必ずしも荘内銀行グループに責めはなくとも、多額の損害賠償訴訟を提起される可能性があります。

オ 自己資本

- ・ 不良債権処理額の増加、有価証券ポートフォリオの価値の低下、繰延税金資産や劣後債務の自己資本への算入額の変動、自己資本比率の基準及び算定方法の変更等により、自己資本比率が法定基準値を下回る可能性があります。

カ ストックオプション

- ・ ストックオプション制度に係る権利行使が行われ、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

キ コンプライアンス

- ・ 法令遵守をはじめとするコンプライアンス態勢が不十分であったことにより、信用が失墜し、直接的又は間接的に損失が発生する可能性があります。

ク その他

- ・ 政治経済情勢、法的規制及び自然災害その他荘内銀行グループのコントロールの及ばない事態の発生により、荘内銀行グループの業績又は財政状態に悪影響を与える可能性があります。

株式会社北都銀行との経営統合

荘内銀行と北都銀行は、平成21年10月に共同持株会社「フィデアホールディングス株式会社」を設立し、経営統合する予定であります。今後、本件に関わり、予期せぬ損失や費用が発生する可能性は否定できず、これらのリスクが顕在化した場合には荘内銀行の業績、財務状況及び株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 北都銀行の事業等のリスク

信用リスク（不良債権問題等）

ア 不良債権の状況

北都銀行はこれまで不良債権に対する適切な処理や適正な水準の貸倒引当金の計上などの対応を進めてきました。しかし、国内及び県内の景気動向、不動産価格及び株価の変動、北都銀行の貸出先の経営状況によっては想定を上回る償却等をせざるを得なくなるにより、北都銀行の不良債権及び与信関連費用が増加する恐れがあるほか、不良債権売却時の想定外の損失発生等により北都銀行の与信関連費用が増加する恐れがあります。

また、貸出先に債務不履行等が発生した場合においても、回収の効率性・実効性等の観点から債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない可能性や追加貸出を行って支援する可能性があります。かかる貸出先に支援を実施した場合は、北都銀行の貸出残高及び与信関連費用が増加する可能性があります。

イ 貸倒引当金の状況

北都銀行は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。しかし、実際の貸倒れが、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状況全般の悪化、またはその他の予期せざる理由により貸倒引当金計上時点における見積りと大幅に乖離する可能性があります。この場合、北都銀行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

ウ 特定地域の経済動向に影響を受けるリスク

地方銀行である北都銀行は秋田県を主な営業基盤としているため、地域経済が悪化した場合、北都銀行の業容の拡大が図れなくなるほか、不良債権が増加するなどして北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

エ 業種別貸出状況に係るリスク

北都銀行は、特定先や特定業種等への与信集中を排除したリスクの分散を信用リスク管理の基本方針とし、最適な与信ポートフォリオの構築に努めております。しかしながら、業種別貸出残高では地方公共団体、卸売・小売業、各種サービス業及び建設業の占める割合が、他の業種に比べて多くなっており、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、北都銀行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

市場関連リスク

ア 株価下落のリスク

北都銀行は市場性のある株式を保有しております。大幅な株価の下落が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、業績に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

イ 市場取引・投資活動に伴うリスク

北都銀行は、デリバティブを含む様々な金融商品を取扱う市場取引及び投資活動を行っており、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等により、保有する資産の価値が低下し、債券ポートフォリオ等の価値に悪影響を及ぼすほか、損失を被る可能性があります。

ウ 金利リスク

北都銀行では、金利リスクを総合的に管理する体制を構築し、現状及び将来の金利予測に基づいた運営を行っておりますが、貸出取引や有価証券投資等の資金運用と、預金等による資金調達とのミスマッチが存在している中で、予期せぬ金利変動によって、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

エ 為替リスク

北都銀行の業務は外貨建ての取引を行っているため、為替レート変動の影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建て取引の円価換算額が目減りすることになります。また、外貨建ての資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、あるいは適切にヘッジされていない場合には、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

流動性リスク

北都銀行は、資金調達や資金運用の状況について客観的な基準で把握し、流動性管理に万全を期しておりますが、北都銀行の業績が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合等に、必要な資金の確保が困難になり、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる可能性があります。

自己資本比率が低下するリスク

北都銀行は国内基準適用行であり、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）により連結自己資本比率及び単体自己資本比率について4%以上の水準を維持することが求められております。北都銀行では適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、自己資本比率の水準が上記の水準を下回った場合、早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を金融庁長官から受けることになります。

ア 自己資本比率に影響する要因

- ・ 不良債権処理に伴う与信関連費用の増加
- ・ 有価証券の減損処理、評価損の拡大
- ・ 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・ リスクアセットのポートフォリオ
- ・ その他の不利益項目

イ 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。北都銀行は、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、繰延税金資産について、自己資本比率算定の基礎となる自己資本の基本的項目への算入制限が導入されることとなった場合、自己資本比率が低下する可能性があります。

退職給付債務増加のリスク

北都銀行の年金資産の時価が下落した場合、北都銀行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提の基礎率に変更があった場合等には数理計算上の差異が発生し、費用負担が発生する可能性があります。また、退職給付制度の変更により過去勤務債務が発生し、その償却のため費用負担が発生する可能性があります。

規則変更のリスク

北都銀行は、現時点における規則に従い、また、規制上のリスク（法律、規則、政策、実務慣行、解釈及び財政の変更等の影響を含みます。）を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であります。

会計制度変更に伴うリスク

将来、会計制度が変更された場合、会計制度の変更内容によってはコストの増加につながり、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟等の発生に係るリスク

北都銀行は、適切な法令等遵守の徹底に努めながら各種金融サービスを提供しておりますが、今後の事業活動の過程で、必ずしも北都銀行の責はなくとも北都銀行に対する訴訟等が提起された場合、北都銀行の評価とともに、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

格付低下のリスク

格付機関により北都銀行の格付が引き下げられた場合、北都銀行の資本・資金調達等において、不利な条件での取引を余儀なくされる恐れや、または一定の取引を行うことができなくなる恐れ等があります。このような事態が生じた場合には、北都銀行の市場取引関連業務及び他の業務の収益性が低下し、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスク

北都銀行は、預金・貸出・為替などの銀行業務に加え、クレジット・カード業務など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。北都銀行ではこのようなリスクが内在することを認識した上で、最大限の予防措置を講じておりますが、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

北都銀行は、預金・貸出・為替等のデータ処理を行うため、各種のコンピュータシステムを保有しております。北都銀行では、システムの安全対策を強化し、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策、バックアップシステム構築などのセキュリティ対策を講じておりますが、万一、コンピュータ機器や通信回線の故障、プログラムの不具合などによるコンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用または外部からの攻撃などによる情報の破壊や流出が発生した場合には、決済機能やサービス業務の停止、社会的信用の失墜などにより、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに係るリスク

北都銀行は、各種法令・規則等を遵守し業務を遂行しておりますが、北都銀行の役職員による違法行為等が発生した場合、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報漏洩に係るリスク

北都銀行においては、営業戦略上多数の顧客情報が集積されております。北都銀行では、情報資産管理の基本方針を明文化した「セキュリティポリシー」に基づき、全店にセキュリティ管理態勢を敷くなど、顧客情報の管理には万全を期しているものの、万一、その顧客情報の漏洩等により問題が発生した場合、その後の業務展開に影響を与え、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ビジネス戦略が奏功しないリスク

北都銀行は、収益力強化のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、当初想定していた成果を生まない可能性があります。

ア 貸出が期待通り増加しないこと

イ 既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと

ウ リスク管理での想定を超える市場の変動等により、有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと

エ 競争状況や市場環境等により、手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと

オ 経費削減等の効率化が期待通りに進まないこと

競争環境の激化によるリスク

近年は、従来の伝統的な銀行業務である預貸金業務のみならず、各種サービス等を含めた広範な分野において、他業態・他業種との競合が激化してきております。北都銀行がこうした競争的な事業環境下において競争優位を得られない場合、投資やコストの回収ができず、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

業務範囲拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴い、北都銀行は法令その他の条件の許す範囲内で、新たな収益機会を得るために従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することがあります。業務範囲を拡大した場合、当該業務に関するリスクについて全く経験が無いが、または限定的な経験しか有していないことがあるため、新しく複雑なリスクに晒されることとなります。また、競争状況や市場環境によっては、業務範囲の拡大が当初想定していた成果を得られない可能性があります。

風評リスク

北都銀行では、風評に関する情報を早期に把握する体制を構築するとともに、情報開示などの風評発生予防策、リスク顕在化の恐れのある場合の危機対応策などを定め、風評リスクを極小化するように努めております。しかし、市場や顧客の間において、北都銀行のネガティブな情報や風評等が発生・拡大した場合、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ペイオフ発動に伴うリスク

ペイオフが全面解禁され、預金者の金融機関を選別する目は厳しくなっております。金融機関の破綻が発生しペイオフが実施された場合には、金融機関に対する信頼は著しく低下し金融機関を取り巻く環境が悪化する可能性があります。この場合、資金調達が予定通り進まない可能性または資金調達コストの上昇を招く可能性があります。

災害等に係るリスク

北都銀行は秋田県を中心に事業を展開しており、お取引先、店舗や電算センター等の施設及び人材は秋田県に集中しております。施設等につきましては各経年状況を把握しながら適切なメンテナンスに努め、またコンティンジェンシープランを制定し定期的に防災訓練を行うなど被害の回避策を講じております。しかしながら、秋田県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合には、その程度によっては、地域経済及び北都銀行の施設・人材に甚大な被害が及ぶ可能性があり、北都銀行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式会社荘内銀行との経営統合

北都銀行と荘内銀行は、平成21年10月に共同持株会社「フィデアホールディングス株式会社」を設立し、経営統合する予定であります。今後、本件に関わり、予期せぬ損失や費用が発生する可能性は否定できず、これらのリスクが顕在化した場合には北都銀行の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の財政状態及び経営成績の分析につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

荘内銀行

平成21年3月末において計画中である重要な設備の新設、撤去等は次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
荘内銀行 酒田営業部	山形県 酒田市	銀行業務	店舗	369	-	自己資金	平成21年 4月	平成21年 11月

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

北都銀行

平成21年3月末において計画中である重要な設備の新設、撤去等は次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
北都銀行 秋田南支店	秋田県 秋田市	銀行業務	店舗	200	56	自己資金	平成21年 2月	平成21年 7月
北都銀行 横手駅前支店	秋田県 横手市	銀行業務	店舗	155	-	自己資金	平成21年 3月	平成21年 10月
北都銀行 本店	秋田県 秋田市	銀行業務	事務機器	411	-	自己資金	-	-

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

平成21年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	143,549,869（注1）	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
A種優先株式	20,206,500（注1）	-	会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。（注2）（注3）
計	163,756,369（注1）	-	-

（注）1 荘内銀行の発行済株式総数122,866,000株（平成21年3月末時点）、北都銀行の発行済普通株式総数148,048,588株及び発行済A種優先株式総数134,710,000株（平成21年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、荘内銀行及び北都銀行は、本株式移転効力発生日の前日時点でそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成21年3月末時点で荘内銀行が保有する自己株式1,522,686株、平成21年3月末時点で北都銀行が保有する自己株式4,888株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに荘内銀行の新株引受権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 A種優先株式の内容

1．剰余金の配当

A種優先株式については、剰余金の配当を行わない。

2．残余財産の分配

当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配を行わない。

3．議決権

A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。

4．株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5．単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株とする。

- 3 当社は、A種優先株式が当社の完全子会社となる荘内銀行にのみ割り当てられる予定であること及び当社が本株式移転効力発生日後、速やかに荘内銀行からA種優先株式を取得して消却することを予定していることなどから、A種優先株式については株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとする旨の定款の定めを設けております。なお、A種優先株式の単元株式数は、普通株式と同じ100株です。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成21年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数（株）	発行済株式 総数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成21年 10月1日	普通株式 143,549,869 （予定） A種優先株式 20,206,500 （予定）	普通株式 143,549,869 （予定） A種優先株式 20,206,500 （予定）	10,000	10,000	2,500	2,500

（注） 荘内銀行の発行済株式総数122,866,000株（平成21年3月末時点）、北都銀行の発行済普通株式総数148,048,588株及び発行済A種優先株式総数134,710,000株（平成21年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、荘内銀行及び北都銀行は、本株式移転効力発生日の前日時点でそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成21年3月末時点で荘内銀行が保有する自己株式1,522,686株、平成21年3月末時点で北都銀行が保有する自己株式4,888株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに荘内銀行の新株引受権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の所有者別状況については、以下のとおりです。

荘内銀行

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	38	27	891	36	-	8,593	9,587	-
所有株式数（単元）	17	20,546	2,467	27,465	5,939	-	65,038	121,472	1,394,000
所有株式数の割合 （％）	0.01	16.92	2.03	22.61	4.89	-	53.54	100.00	-

（注）自己株式1,522,686株は、「個人その他」に1,522単元、「単元未満株式の状況」に686株含まれております。

北都銀行

ア 普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	34	9	1,108	-	-	7,048	8,201	-
所有株式数（単元）	47	30,387	921	36,491	-	-	77,251	145,097	2,951,588
所有株式数の割合 （％）	0.03	20.94	0.64	25.15	-	-	53.24	100.00	-

（注）自己株式4,888株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に888株含まれております。

イ A種優先株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法 人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	269,420	-	-	-	-	-	269,420	-
所有株式数の割合 （％）	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月31日現在の議決権の状況は下記のとおりです。

荘内銀行

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,522,000		権利内容に何ら限定のない荘内銀行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 119,950,000	119,950	同上
単元未満株式	普通株式 1,394,000		同上
発行済株式総数	122,866,000		
総株主の議決権		119,950	

北都銀行

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 134,710,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,000		権利内容に何ら限定のない北都銀行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 145,093,000	145,093	同上
単元未満株式	普通株式 2,951,588		同上
発行済株式総数	普通株式 148,048,588 A種優先株式 134,710,000		
総株主の議決権		145,093	

（注）北都銀行A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1．優先配当金

(1) 優先配当金

北都銀行A種優先株式を有する株主（以下「北都銀行A種優先株主」という）及び北都銀行A種優先株式の登録株式質権者（以下「北都銀行A種優先登録株式質権者」という）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という）と同順位にて、次に定める額の期末配当金（以下「北都銀行A種優先配当金」という）を金銭にて支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする北都銀行A種優先配当金（北都銀行A種優先中間配当金を含む）を支払っていたときは、かかる優先配当の累積額を控除した額とする。

期末配当における北都銀行A種優先株式1株あたりの北都銀行A種優先配当金の額は、金5円55銭（北都銀行A種優先株式1株あたりの北都銀行A種優先配当金の額を北都銀行A種優先株式1株あたりの払込金額で除した割合を、以下「北都銀行A種優先株式配当年率」という）（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が北都銀行A種優先株式の発行日の属する事業年度に属する場合は、北都銀行A種優先株式の発行日とする）（いずれも同日を含む）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者に対して行う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする北都銀行A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者に対して、北都銀行A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) 中間配当

取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）を行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者と同順位にて、北都銀行A種優先株式1株につき北都銀行A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。

2．残余財産の分配

(1) 解散に際して残余財産を分配するときは、北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者と同順位にて、北都銀行A種優先株式1株あたり、74円に北都銀行A種経過未払配当相当額（以下に定義する）を加算した金額を支払う。なお、上記において「北都銀行A種経過未払配当相当額」とは、解散日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（ただし、解散日が北都銀行A種優先株式の発行日の属する事業年度に属する場合は北都銀行A種優先株式の発行日とする）から解散日までの期間において74円に北都銀行A種優先株式配当年率を乗じて算出した金額（当該期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額）をいう。

(2) 北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3．議決権

北都銀行A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4．拒否権

北都銀行は、次の各号の決議につき、法令又は本定款により要求される株主総会による決議のほか、北都銀行A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

- (1) 定款、取締役会規程又は株式取扱規則の変更
- (2) 合併・会社分割・株式交換・株式移転又は事業全部若しくは重要な一部の譲渡
- (3) 北都銀行の解散
- (4) 最終の貸借対照表の純資産又は連結純資産の5%以上の財産の処分又は譲受
- (5) 平成18年3月27日号外金融庁告示第19号に規定される単体及び連結の自己資本に該当する証券の発行、借入の実行、証券の任意繰上償還若しくは借入の任意返済
- (6) 上記(5)に該当するもの以外の社債の発行又は社債の任意繰上償還
- (7) 募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の発行又は付与
- (8) 株式の分割、株式の併合又は株主無償割当て
- (9) 自己株式又は自己新株予約権の取得（取得条項付株式の取得を含む）、処分又は消却
- (10) 新株予約権の目的である株式数又は行使価額の調整
- (11) 単元株式数の変更
- (12) 普通株式への剰余金の配当（中間配当を含む）
- (13) 資本金の額の減少又は準備金の額の減少
- (14) 会社法第450条に定める資本金の額の増加
- (15) 会社法第451条に定める準備金の額の増加
- (16) 取締役の選任又は解任
- (17) 北都銀行株式に対する公開買付けにかかる賛同意見の表明

5．取得条項

北都銀行は、北都銀行A種優先株式の全部又は一部を、北都銀行A種優先株式の発行日の5年後の応答日の翌日から2050年8月31日までの間、北都銀行の取締役会決議に基づき、法定の分配可能額の範囲内で、北都銀行A種優先株式1株につき、74円に北都銀行A種経過未払配当相当額（以下に定義する）を加算した金額の金銭を支払うことと引換えに、北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者の意思に拘らず、取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する北都銀行A種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により決定する。なお、上記において「北都銀行A種経過未払配当相当額」とは、取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日から取得日までの期間において74円に北都銀行A種優先株式配当年率を乗じて算出した金額（当該期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額）をいう。

6．取得請求権

北都銀行A種優先株主又は北都銀行A種優先登録株式質権者は、払込期日の翌日以降いつでも、北都銀行が北都銀行A種優先株式を取得するのと引換えに、北都銀行A種優先株式1株につき北都銀行のB種優先株式1株を交付することを請求（以下「転換請求」という）することができる。一部取得を行うにあたり、取得する北都銀行A種優先株式は、抽選、転換請求された北都銀行A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により決定する。なお、北都銀行が定める基準日後に転換請求された場合、当該B種優先株式の交付を受けたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を行使できる。

7. 株式の分割等

北都銀行は、法令に定める場合を除き、北都銀行A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。北都銀行は、北都銀行A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

8. 単元株式数

北都銀行A種優先株式の単元株式数は500株とする。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成21年10月1日時点において、当社の自己株式を保有していませんが、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

荘内銀行

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社荘内銀行	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	1,522,000	-	1,522,000	1.23
計	-	1,522,000	-	1,522,000	1.23

北都銀行

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社北都銀行	秋田県秋田市中通三丁目1番41号	4,000	-	4,000	0.00
計	-	4,000	-	4,000	0.00

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成21年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日であり、このほかにも、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

荘内銀行

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	483	480	379	265
最低(円)	-	402	343	216	130

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

2 荘内銀行の株式は、平成18年2月22日から東京証券取引所市場第一部に上場されており、その前は非上場・未登録であったため最高・最低株価を記載していません。

北都銀行

該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

荘内銀行

月別	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月
最高(円)	173	152	163	183	195	185
最低(円)	130	132	137	156	162	169

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

北都銀行

該当事項はありません。

5 【役員 の 状況】

平成21年10月1日に就任を予定している当社の役員 の 状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 荘内銀行 の普通株式数 (2) 所有する 北都銀行 の普通株式数 (3) 割り当てられる 当社の普通株式数 (注4)
取締役 (取締役 会議長)		町田 睿	昭和13年 2月17日生	昭和37年4月 ㈱富士銀行入行 昭和63年5月 同行市場開発部長 平成元年5月 同行総合企画部長 平成元年6月 同行取締役総合企画部長 平成3年5月 同行常務取締役 平成6年6月 ㈱荘内銀行代表取締役副頭取 平成7年6月 同行代表取締役頭取 平成19年5月 同行代表取締役頭取兼頭取執行役員 平成20年6月 同行取締役兼取締役会議長(現職)	(注2)	(1) 94,365株 (2) - 株 (3) 94,365株
取締役兼 代表執行 役社長		里村 正治	昭和21年 3月1日生	昭和44年4月 ㈱富士銀行入行 平成9年1月 同行小舟町支店長 平成9年6月 同行取締役小舟町支店長 平成11年2月 同行常務取締役 平成12年8月 同行常務取締役CRO兼CCO 平成14年6月 ㈱荘内銀行代表取締役副頭取 平成19年5月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年6月 同行取締役兼代表執行役会長(現職)	(注2)	(1) 81,319株 (2) - 株 (3) 81,319株
取締役		國井 英夫	昭和25年 5月18日生	昭和49年4月 ㈱荘内銀行入行 平成10年3月 同行総合企画部長 平成11年6月 同行取締役総合企画部長 平成12年5月 同行取締役兼執行役員東京支店長 平成13年4月 同行取締役兼執行役員企画部長 平成14年4月 同行常務取締役企画部長 平成15年4月 同行専務取締役企画部長 平成15年12月 同行代表取締役専務 平成19年5月 同行代表取締役兼専務執行役員 平成20年6月 同行取締役兼代表執行役頭取(現職)	(注2)	(1) 48,762株 (2) - 株 (3) 48,762株
取締役		斉藤 永吉	昭和25年 4月2日生	昭和50年4月 ㈱羽後銀行入行 平成11年2月 ㈱北都銀行湯沢支店長 平成13年7月 同行総合企画部長 平成14年6月 同行取締役総合企画部長 平成16年6月 同行常務取締役 平成18年6月 同行専務取締役 平成20年6月 同行代表取締役頭取(現職)	(注2)	(1) - 株 (2) 9,000株 (3) 1,350株
取締役		柿崎 清七	昭和25年 12月23日生	昭和44年4月 ㈱羽後銀行入行 平成8年2月 ㈱北都銀行仁賀保支店長 平成12年10月 同行大曲支店長 平成14年6月 同行審査部長 平成16年6月 同行取締役審査部長 平成18年10月 同行取締役監査部長 平成19年6月 同行常務取締役監査部長 平成19年8月 同行常務取締役 平成20年6月 同行代表取締役専務(現職)	(注2)	(1) - 株 (2) 4,569株 (3) 685株
取締役 (注1)		伊藤 新造	昭和12年 3月29日生	昭和34年4月 ㈱富士銀行入行 昭和62年6月 同行取締役人事部長 平成元年5月 同行取締役本店営業第一部長 平成2年5月 同行常務取締役 平成4年6月 芙蓉総合リース㈱代表取締役社長 平成10年6月 ㈱富士総合研究所代表取締役社長 平成13年11月 ㈱荘内銀行アドバイザーボード 平成15年6月 ㈱荘内銀行監査役 平成20年6月 同行取締役(現職)	(注2)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

取締役 (注1)	長谷川 恭昭	昭和14年 4月18日生	昭和37年4月 昭和45年11月 昭和61年8月 平成20年6月	㈱富士銀行入行 公認会計士登録 長谷川公認会計士事務所（現職） ㈱北都銀行取締役（現職）	(注2)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
取締役 (注1)	金井 正義	昭和39年 4月2日生	平成5年3月 平成5年8月 平成20年6月	公認会計士登録 税理士登録 金井公認会計士事務所（現職） ㈱北都銀行取締役（現職）	(注2)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
取締役 (注1)	能見 公一	昭和20年 10月24日生	昭和44年4月 平成11年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成19年2月 平成20年7月	農林中央金庫 入庫 同金庫常務理事 同金庫専務理事 農林中金全共連アセットマネジメント ㈱代表取締役社長 ㈱あおぞら銀行代表取締役副会長 ㈱あおぞら銀行代表取締役会長 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特 任教授（現職）	(注2)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
専務 執行役	野間 清治	昭和21年 11月3日生	昭和44年4月 平成8年4月 平成8年10月 平成9年6月 平成12年5月 平成12年6月 平成14年5月 平成15年1月 平成15年7月 平成17年1月 平成18年6月 平成20年6月	㈱富士銀行入行 ㈱荘内銀行国際部長 同行資金証券部長 同行取締役資金証券部長 同行取締役兼常務執行役員資金証券部 長 同行常務執行役員資金証券部長 同行専務執行役員資金証券部長 同行専務執行役員資金証券部長兼市場 国際管理部長 同行専務執行役員市場国際管理部長 同行専務執行役員 同行専務執行役員資金証券本部長 同行専務執行役員資金証券本部長 （現職）	(注3)	(1) 46,327株 (2) - 株 (3) 46,327株
常務 執行役	原田 儀一郎	昭和28年 10月27日生	昭和51年4月 平成10年5月 平成12年5月 平成13年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年4月	㈱荘内銀行入行 同行東京事務所長 同行業務渉外部長 同行上山支店長 同行秘書室長 同行取締役秘書室長 同行取締役山形営業部長 同行常務執行役員山形営業部長 同行常務執行役員業務渉外部長 同行取締役兼常務執行役員業務渉外部 長 同行取締役兼常務執行役地域開発本部 長 同行取締役兼常務執行役地域開発本部 長兼人事部長（現職）	(注3)	(1) 33,126株 (2) - 株 (3) 33,126株
常務 執行役	富岡 行介	昭和30年 5月2日生	昭和53年4月 平成8年7月 平成11年2月 平成14年6月 平成15年10月 平成18年10月 平成20年6月 平成21年4月	㈱羽後銀行入行 ㈱北都銀行西目支店長 同行田沢湖支店長 同行能代支店長 同行営業サポート部長 同行総合企画部長 同行取締役経営統括本部長 同行常務取締役（現職）	(注3)	(1) - 株 (2) 5,000株 (3) 750株
執行役	柏木 武俊	昭和25年 11月25日生	昭和48年4月 平成7年2月 平成10年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	㈱羽後銀行入行 ㈱北都銀行秋田支店長 同行能代支店長 同行仙台支店長 同行東京支店長兼東京事務所長 同行事務統括部長 同行取締役事務統括部長 同行取締役監査部長（現職）	(注3)	(1) - 株 (2) 24,000株 (3) 3,600株

合計	(1) 303,899株 (2) 42,569株 (3) 310,284株
----	---

- (注) 1 取締役の伊藤新造氏、長谷川恭昭氏、金井正義氏及び能見公一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 執行役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成22年3月期に係る定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
- 4 所有する荘内銀行又は北都銀行の株式数は、本届出書提出日現在の所有状況（役員持株会を通じて所有する持分株式数を含む。）に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社が設立される日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 5 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び会計監査人を設置いたします。

(2) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためです。

(3) 役員報酬

当社は、取締役及び執行役の報酬は報酬委員会の決議によって定めるものとします。

(4) 取締役に関する定款の規定

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定める予定です。これは、取締役及び執行役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定です。これは、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。なお、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨も定款に定める予定です。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

(6) 執行役に関する定款の規定

当社の執行役は取締役会の決議によって選任される旨を定款で定める予定です。

(7) 社外取締役との関係

社外取締役伊藤新造氏は、当社の完全子会社となる荘内銀行の社外取締役に就任しており、社外取締役長谷川恭昭氏及び金井正義氏は、当社の完全子会社となる北都銀行の社外取締役に就任しております。このほか、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係（定型的な取引条件による預金取引等を除く。）その他の利害関係はありません。

(8) 種類株式に関する事項

当社は、普通株式のほかにA種優先株式とB種優先株式について定款で定める予定です。

当社は、A種優先株式が当社の完全子会社となる荘内銀行にのみ割り当てられる予定であること及び当社が本株式移転効力発生日後、速やかに荘内銀行からA種優先株式を取得して消却することを予定していることなどから、A種優先株式については株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとする予定です。

これに対し、当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、B種優先株式については、以下のとおり、議決権につき普通株式及びA種優先株式と異なる定めをしております。

すなわち、B種優先株式は、株主総会において全ての事項について議決権を行使することができないとされております。ただし、B種優先株式に関して所定の金額の優先配当金を支払う旨の議案が所定の期限までに取締役会において決議されない場合その他の所定の事由が発生した場合、定款に定める事由が発生する時まで、その期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる旨の議決権復活条項を定める予定です。

A種優先株式及びB種優先株式にかかる議決権の有無及び内容その他の株式の内容の詳細については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容」に記載の株式移転計画の別紙1記載の当社定款の第2章の2及び第2章の3をご参照下さい。

なお、A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は、いずれも普通株式と同じ100株とする旨を定款に定める予定です。

(9) その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（荘内銀行については平成20年6月26日提出・同年7月11日訂正、北都銀行については同年6月27日提出・同年9月18日訂正）、並びに両行の四半期報告書（荘内銀行については平成20年8月13日、同年11月26日及び平成21年2月13日提出、北都銀行については平成20年8月13日、同年11月27日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成22年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 100株
株式の名義書換え	普通株式については該当事項はありません。以下の記述はA種優先株式及びB種優先株式に関するものです。
取扱場所	未定
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
取次所	未定
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	未定
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
取次所	未定
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮城県仙台市において発行する河北新報、山形県山形市において発行する山形新聞、秋田県秋田市において発行する秋田魁新報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

荘内銀行

事業年度 第106期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月26日関東財務局長に提出

北都銀行

事業年度 第200期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月27日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

荘内銀行

事業年度 第107期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第107期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月26日関東財務局長に提出

事業年度 第107期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

北都銀行

事業年度 第201期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月13日東北財務局長に提出

事業年度 第201期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月27日東北財務局長に提出

事業年度 第201期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日東北財務局長に提出

【臨時報告書】

荘内銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年6月8日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月15日に関東財務局長に提出

北都銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年6月8日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成21年1月29日に、また企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月15日にそれぞれ東北財務局長に提出

【訂正報告書】荘内銀行

訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年7月11日に関東財務局長に提出

北都銀行

訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年9月18日に東北財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】荘内銀行

株式会社荘内銀行東京事務所（東京都千代田区内神田二丁目16番9号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

北都銀行

株式会社北都銀行東京支店（東京都中央区日本橋四丁目4番3号 登米ビル）

株式会社北都銀行東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる荘内銀行及び北都銀行の平成21年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

1 荘内銀行

普通株式

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
タイヨーパールフاندエルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	4,388	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,304	3.50
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,951	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,074	1.68
荘内銀行従業員持株会	山形県鶴岡市本町1丁目9番7号	1,974	1.60
財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,460	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,338	1.08
廣野 撰	山形県新庄市	1,334	1.08
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,230	1.00
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,198	0.97
計		22,251	18.11

(注) 上記のほか、自己株式が1,522千株あります。

2 北都銀行

(1) 所有株式数別

普通株式

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	普通株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,333	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,440	2.99
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	3,205	2.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,593	1.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,905	1.28
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,759	1.18
北都銀行従業員持株会	秋田県秋田市中通三丁目1番41号	1,669	1.12
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,479	0.99
エイアイジー・スター生命保険株式会社	東京都墨田区太平四丁目1番3号	1,133	0.76
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	981	0.66
計		24,501	16.54

A種優先株式

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	A種優先株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社荘内銀行	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	134,710	100
計		134,710	100

(2) 所有議決権数別

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,333	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,440	3.06
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	3,205	2.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,593	1.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,905	1.32
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,759	1.21
北都銀行従業員持株会	秋田県秋田市中通三丁目1番41号	1,669	1.15
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,479	1.01
エイアイジー・スター生命保険株式会社	東京都墨田区太平四丁目1番3号	1,133	0.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	981	0.67
計		24,497	16.88

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成21年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成21年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。